

点検評価表（県出資25%未満の株式会社）

1 団体の概要（平成30年4月1日現在）

団体名	富士山静岡空港株式会社		
所在地	牧之原市坂口3336番地4	設立年月日	平成18年2月14日
代表者	代表取締役社長 出野 勉	県所管課	文化・観光部空港政策課
事業内容	静岡空港ターミナルビル及びこれに附帯する施設の建設及び管理、静岡空港の基本施設及び駐車場の運営管理受託業務等を営むことを目的とする		
団体ホームページ	http://www.fujiair.jp/		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	101,322	14.4
静岡鉄道株式会社	94,300	14.4
鈴與株式会社	94,300	14.4
株式会社時之栖	49,650	7.6
その他民間企業	322,250	49.2
基本財産(資本金)計	661,822	100.0

2 行政施策との関係

(1) 団体活動に関する行政施策の目的

富士山静岡空港の設置管理者は県であるが、開港当初から民活化の理念の下に空港の管理運営に取り組んでおり、指定管理者制度を導入し、できる限り富士山静岡空港株式会社に管理運営業務を委託している。指定管理業務に含めることができない一部の業務は引き続き県で実施しているが、県と富士山静岡空港株式会社は、日常的に密接な連携、情報共有を図りながら、空港の管理運営業務の円滑な推進に努めている。なお、31年度から、富士山静岡空港株式会社を公共施設等運営権者とした新たな運営体制への移行を予定している。

(2) 上記を代替・補完する団体活動の概要

富士山静岡空港において、指定管理者として、航空機の安全運航及び空港利用者の安全確保を図るとともに、利用者満足度の向上に取り組むほか、自主事業の展開により空港利用者の利便性の向上を図る。

3 点検評価（県所管課記載）

点検項目	県所管課意見				
① 県の出資の必要性が、現在の社会経済環境において認められるか	県では、平成25年4月の先導的空港経営検討会議の答申を踏まえ、公共施設等運営権制度に基づく民間事業者による空港運営を最終的な姿として取り組んでおり、その実現に向け、一定期間は体制づくりを進めていく段階と位置付けている。平成26年度以降の富士山静岡空港全体の成長戦略を描く責任の所在を明確化するとともに、官民協調による新たなビジネスモデルを構築し空港発展に取り組むため、中心的役割が期待される富士山静岡空港株式会社に出資した。なお、平成31年4月に予定している公共施設等運営権制度の導入に伴い、本年度、県は、保有する全株式を運営権に基づき空港運営を中心となって担う者として選定された優先交渉権者の構成員に譲渡する。				
② 県からの補助金、委託金等の支出について、必要性、有効性が認められるか	富士山静岡空港では、開港当初から民活化に取り組んでおり、開港から約5年間、富士山静岡空港株式会社は、指定管理者として空港の管理運営を実施してきた。平成25年4月の先導的空港経営検討会議の答申を踏まえ、管理運営の一元化に取り組むこととし、平成26年度以降も引き続き5年間、同社を指定管理者として指定した。また、その他のにぎわいづくりや観光案内に関する業務も、同社が一体的に担うことで運営の一元化が図られている。				
		H27決算	H28決算	H29決算	H30予算
	県支出額(千円)	519,803	559,959	564,333	553,737
③ 県からの職員派遣について、必要性、有効性が認められるか	管理運営の一元化に向けて、平成26年度から、飛行場灯火の運用や電源設備の点検、浄化槽施設の維持管理に係る業務を指定管理業務に追加し、当該業務の円滑な実施及びノウハウ継承のため、当該業務に関する知識・経験を有する技術職員を29年度まで1名派遣した。				
		H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
	県派遣職員数(人)	1	1	1	0

4 経営上の課題・改善に向けた取組の方向性

空港の安全・安心の確保はもとより、空港利用者の様々な意見等への迅速かつ的確な対応に更に注力し、利用者満足度の一層の向上を図るとともに、創意工夫や改善努力により、利便性と効率性を追求し、空港運営の生産性を更に高める。